

○美里町スポーツ施設条例

平成25年3月14日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、美里町スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 スポーツの振興及び普及を図り、もって町民の健康増進とコミュニティ活動の推進を図るため、スポーツ施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
美里町トレーニングセンター（美里町農業者トレーニングセンター）	美里町北浦字下新田97番地1
美里町南郷体育館	美里町木間塚字高田33番地
美里町素山野球場	美里町字桜木町164番地
美里町南郷球場	美里町木間塚字中央1番地
美里町牛飼テニスコート	美里町牛飼字牛飼98番地
美里町南郷テニスコート	美里町木間塚字中央1番地
美里町スイミングセンター	美里町木間塚字高田48番地
美里町中塚運動場	美里町中塚字新境目1番地
美里町和多田沼運動場	美里町和多田沼字蛭田原一77番地
美里町鳥谷坂運動公園	美里町字鳥谷坂一33番地
美里町福ヶ袋運動公園	美里町福ヶ袋字袖川51番地2
美里町赤谷運動場	美里町練牛字赤谷二13番地
美里町大柳運動公園	美里町大柳字宮前38番地
美里町南郷運動場	美里町木間塚字高田33番地
美里町多世代ふれあい運動公園	美里町木間塚字原田5番地

美里町佐野運動場	美里町二郷字佐野六号144番地1
美里町下二郷運動公園	美里町二郷字砂山東9番地1
美里町小島運動場	美里町二郷字蛇沼向809番地

(職員)

第4条 スポーツ施設に館長その他必要な職員を置くことができる。ただし、第17条の規定により管理を行う場合は、この限りでない。

(休館日及び使用時間)

第5条 スポーツ施設の休館日及び使用時間は、次のとおりとする。

(1) 休館日 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日まで

(2) 使用時間(美里町スイミングセンターを除く。)

名称	使用時間
美里町トレーニングセンター 美里町南郷体育館 美里町牛飼テニスコート 美里町南郷テニスコート 美里町南郷運動場	午前9時から午後9時まで
美里町素山野球場 美里町南郷球場 美里町中塚運動場 美里町和多田沼運動場 美里町鳥谷坂運動公園 美里町福ヶ袋運動公園 美里町赤谷運動場 美里町大柳運動公園 美里町多世代ふれあい運動公園 美里町佐野運動場 美里町下二郷運動公園	午前9時から午後5時まで

美里町小島運動場

美里町スイミングセンターの使用時間

区分	使用時間
火曜日から土曜日まで	午前9時から午後9時まで
日曜日及び休日	午前9時から午後4時まで

2 町長は、必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、これを変更することができる。

(使用許可)

第6条 スポーツ施設を使用しようとする者は、所定の申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する許可をしないことができる。使用の変更を許可するときも、また同様とする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) スポーツ施設の設置目的に反し、又は管理上不適當と認めるとき。
- (4) 災害その他の事故によりスポーツ施設が使用できないとき。
- (5) 工事その他の都合により町長が特に必要と認めるとき。

(使用者の遵守事項)

第7条 スポーツ施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、あらかじめ町長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 使用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸しないこと。
- (2) 施設又は設備の原状を変更しないこと。
- (3) 使用目的外に使用しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が定めること。

(使用許可の取消し等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に偽りの記載があったとき。
- (4) 使用許可の条件又は町長の指示に違反したとき。

2 前項の規定により使用許可の取消し等があった場合において、損害が生じたとしても、町長は賠償の責めを負わない。

(特別の設備等の制限)

第9条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を持ち込みしようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た消費税に相当する額及び当該消費税に相当する額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た地方消費税に相当する額を含むものとする。

(使用料の減免)

第11条 町長は、スポーツ施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 町が主催又は共催するとき。
- (2) 町以外の官公署が行政目的で使用するとき。
- (3) 公共的団体が団体本来の活動目的で使用するとき。
- (4) 町内の各種団体が行政活動の協力目的で使用するとき。
- (5) 指定管理者又は管理運営団体が当該施設を行政目的で使用するとき。
- (6) 町内の保育所、幼稚園、小学校又は中学校が保育又は教育の目的で使用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(使用料の還付)

第12条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が自己の責めによらない事由で使用できなかったとき。
- (2) 使用者が使用開始前5日までに使用の取消しを申し出たとき。
- (3) その他町長が、特に事情があると認めるとき。

(管理上の指示)

第13条 町長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、職員を使用させている施設に立ち入らせ、必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、スポーツ施設の使用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により使用許可の取消し等を受けたときは、備品等を整理の上、原状に回復し、かつ、使用していた箇所を清掃して引き渡さなければならない。

(損傷の届出)

第15条 使用者が故意又は過失によりスポーツ施設の施設若しくは設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに、その旨を町長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、故意又は過失によりスポーツ施設の施設若しくは設備を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、その賠償の額を減額することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 町長は、スポーツ施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にスポーツ施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第18条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) スポーツ施設の使用に関する業務
- (2) 町が必要と認める事業に関する業務
- (3) スポーツ施設の施設及び設備の日常的な維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業に関する業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第5条第2項、第6条、第8条、第13条及び第15条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第19条 町長は、相当と認めるときは、指定管理者に第10条第1項の規定による使用料（以下この条において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金は、別表に掲げる額を上限とし、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について、町長の承認を受けなければならない。利用料金の額を変更するときも、また同様とする。

4 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

6 前項の規定により利用料金の全部又は一部を免除した場合の経費は、指定管理者の負担とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 第17条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において当該指定管理者は、美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年美里町条例第66号）に定めるもののほか、この条例及びこれに基づく規則の定めるところに従い、適正にスポーツ施設の管理を行わなければならない。

(管理の委託)

第21条 次の表の左欄に掲げる名称のスポーツ施設の管理は、当該右欄に掲げるものに委託することができる。

美里町和多田沼運動場	和多田沼区会
美里町鳥谷坂運動公園	鳥谷坂区会
美里町福ヶ袋運動公園	福ヶ袋区会

美里町赤谷運動場	赤谷区会
美里町大柳運動公園	大柳区会
美里町佐野運動場	佐野区会
美里町下二郷運動公園	下二郷振興会
美里町小島運動場	小島区会

2 前項の規定によりスポーツ施設の管理の委託を受けたものが行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) スポーツ施設の使用に関する業務
 - (2) スポーツ施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業に関する業務
- (委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(美里町体育館条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 美里町体育館条例（平成18年美里町条例第107号）
- (2) 美里町農業者トレーニングセンター条例（平成18年美里町条例第108号）
- (3) 美里町野球場条例（平成18年美里町条例第109号）
- (4) 美里町スイミングセンター条例（平成18年美里町条例第110号）
- (5) 美里町運動場条例（平成18年美里町条例第111号）
- (6) 美里町庭球場条例（平成18年美里町条例第113号）

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に、美里町体育館条例（平成18年美里町条例第107号）、美里町農業者トレーニングセンター条例（平成18年美里町条例第108号）、美里町野球場条例（平成18年美里町条例第109号）、美里町スイミングセンター条例（平成18年美里町条例第110号）、美里町運動場条例（平成18年美里町条例第111号）

号)、美里町庭球場条例(平成18年美里町条例第113号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年12月24日条例第72号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の美里町コミュニティ施設条例の規定、第2条の規定による改正後の美里町スポーツ施設条例の規定、第3条の規定による改正後の美里町野外活動施設条例の規定及び第4条の規定による改正後の美里町文化会館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月10日条例第19号)

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年12月16日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、平成29年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和3年12月24日条例第29号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

区分						単位	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
トレーニングセンター	第一競技場	団体貸切使用	入場料を徴収しない	アマチュアスポーツ	高校生以下	1時間	250円	500円
					一般	1時間	400円	800円

			場合	に使用 する場 合			円	円
				その他の催しに 使用する場合	1時間	600 円	1,500 円	
			入場料 を徴収 する場 合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	1時間	1,200 円	3,000 円	
			合	その他 の催し に使用 する場 合	営利を 目的と しない	1時間	4,000 円	10,000 円
					営利を 目的と する	1時間	32,000 円	80,000 円
				放送設備一式	1時間	100 円	100 円	
				電光採点板一式	1時間	150 円	150 円	
				フロアシート一式	1時間	200 円	200 円	
			個人使用	高校生以下	1人1 回 (4時 間まで)	50 円	50 円	
				一般	1人1 回 (4時 間まで)	100 円	100 円	
第二競	柔道場	1時間	150	400				

	技場					円	円
		剣道場			1時間	150円	400円
	弓道場				1時間	150円	400円
	トレーニング室	個人使用			1人1回(2時間まで)	200円	
	研修室				1時間	100円	100円
	スリーオンスリーコート		高校生以下		1時間	100円	250円
			一般		1時間	150円	400円
南郷体育館	団体貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	1時間	250円	500円
				一般	1時間	400円	800円
			その他の催しに使用する場合		1時間	600円	1,500円
			入場料を徴収する場合		アマチュアスポーツに使用する場合	1時間	1,200円
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない	1時間	3,000円	7,500円	
			営利を	1時間	24,000円	60,000円	

			合	目的と する		00円	00円
		放送設備一式			1時間	100円	100円
	個人使用		高校生以下		1人1回 (4時間まで)	50円	50円
			一般	1人1回 (4時間まで)	100円	100円	
素山野 球場	団体貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	1時間	300円	
				一般	1時間	600円	
			その他の催しに使用する場合		1時間	2,100円	
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間	2,100円	
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない	1時間	4,000円	
				営利を目的とする	1時間	10,000円	

南郷球場	団体貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	1時間	500円	
			アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間	1,000円	
				その他の催しに使用する場合		1時間	3,000円
			入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間	3,000円
		その他の催しに使用する場合		営利を目的としない	1時間	6,000円	
				営利を目的とする	1時間	15,000円	
		放送設備一式			1時間	100円	
		スコアボード一式			1時間	100円	
牛飼テニスコート	テニスコート		高校生以下	1面に つき 1時間	150円		
			一般	1面に つき 1時間	200円		
	照明		1時間	300円			
南郷テ	テニスコート		高校生以下	1面に	100円		

ニスコ ート				つき 1時間	
		一般		1面に つき 1時間	150円
	照明			1時間	250円
スイミ ングセ ンター	個人使 用	普通券	幼児（3歳以上）	1人1 回	100円
			小・中学生	1人1 回	300円
			高校生 60歳以上	1人1 回	400円
			大人	1人1 回	600円
		回数券	幼児（3歳以上）	1人1 1回	1,000円
	小・中学生		1人1 1回	3,000円	
	高校生 60歳以上		1人1 1回	4,000円	
	大人		1人1 1回	6,000円	
		定期券	小・中学生	1人3 月間	4,000円
	高校生 60歳以上		1人3 月間	6,000円	
	大人		1人3 月間	8,000円	
	小・中学生		1人6	7,500円	

				月間		
			高校生 60歳以上	1人6 月間	11,000円	
			大人	1人6 月間	15,000円	
	団体貸 切使用	25メートルプール	団体で使用する 場合であって、当 該団体に所属す る者がそれぞれ 個人使用の普通 券、回数券又は定 期券に係る使用 料を納付してい ること（使用料が 減免される場合 を含む。）。		1コー ス1時 間	200円
南郷運 動場	団体貸 切使用	入場料を徴収しない場合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	高校生 以下	1時間	100円
				一般	1時間	250円
			その他の催しに 使用する場合		1時間	1,600円
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合		1時間	1,600円
			その他 の催し	営利を 目的と	1時間	2,700円

		に使用 する場 合	しない 営利を 目的と する	1時間	5,400円	
	照明			1時間	1,400円	
地区運 動場及 び運動 公園	入場料を徴収する場合	アマチュアスポ ーツに使用する 場合		1時間	800 円	
		その他 の催し に使用 する場 合	営利を 目的と しない	1時間	1,300 円	
			営利を 目的と する	1時間	2,700 円	

備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 「入場料を徴収する場合」の入場料とは、入場料、観覧料その他これらに類する料金で入場者が使用者に支払うものをいう。「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 3 「営利を目的とする」とは、金銭的な利益を得ることを目的とする場合をいい、「営利を目的としない」とは、それ以外の場合をいう。
- 4 高校生とは、19歳未満の勤労青少年を含むものとする。
- 5 トレーニングセンター第一競技場の2分の1若しくは4分の1又は南郷体育館アリーナの2分の1を使用する場合には、使用する範囲に応じて当該使用料の2分の1又は4分の1に相当する額とする。ただし、算出した金額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額は切り捨てるものとする。
- 6 スイミングセンターの個人使用における普通券の1回の使用とは、スイミングセンターに入館してから退出するまでの使用をいう。

- 7 スイミングセンターの個人使用における定期券とは、3月間又は6月間の期間内に繰り返しスイミングセンターの施設を使用できる使用券のことをいう。
- 8 スイミングセンターの団体貸切使用における団体使用とは、登録した団体（2人以上の者で構成されるもの）が25メートルプールの1つのコースを貸切りで使用する場合をいう。
- 9 スイミングセンターの60歳以上とは、スイミングセンターの施設を使用する日において満60歳以上の者をいう。ただし、回数券及び定期券については、購入する日とする。